

八代市古城町外国有農地除草等作業委託仕様書

1 委託業務名 八代市古城町外国有農地除草等作業委託

履行場所

八代市古城町字一ツ塩屋 2880-1	地目：畑	地積：1,047 m ²
八代市古城町字一ツ塩屋 2880-2	地目：畑	地積：92 m ²
八代市古城町字一ツ塩屋 2880-4	地目：畑	地積：208 m ²
八代市古城町字一ツ塩屋 2882-5	地目：畑	地積：265 m ²
八代市清水町 403 番	地目：雑種地	地積：160 m ²
八代市大村町字大間 536 番 1	地目：官有地	地積：145 m ²
八代市上野町字碓塚 1913 番 2	地目：畑	地積：36 m ²
八代市古閑浜町産島 3688 番	地目：畑	地積：522 m ²

3 委託期間 契約日から令和5年（2023年）11月30日（木）まで

第1 一般事項

- 1 本業務は、履行場所の除草等に係る作業及び処分を対象とする。
- 2 この八代市古城町外国有農地除草等作業委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、業務の基本事項を示すものであり、状況に応じ委託者の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。

第2 除草等に係る作業及び処分

- 1 実施回数
1回（除草屑処分なし）
- 2 注意事項
 - （1）除草により表土がほぐされて雨で土が流れたり、法面が崩壊したりしないよう、除草後は必要に応じて踏み固めること。
 - （2）作業で発生した残材、ゴミ等は、作業中は履行場所内に留め置き、作業完了後速やかに処分すること。
 - （3）除草剤を散布する際は、草刈を行った後、散布すること。
 - （4）薬剤の使用については、農薬取締法等関連法規及び使用基準を遵守し、安全の確保に十分注意すること。

第3 現場管理等

- 1 受託者は、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
- 2 作業実施に当たって事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅滞なく

その状況を委託者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。

- 3 受託者は、作業実施に当たって周辺住民からの苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅滞なく委託者に報告すること。
- 4 受託者は、業務完了後に施工前、施工後の記録写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

第4 検査

業務完了後に実施する検査において、受託者の実施した作業が仕様書に示すものに適合していないと委託者が認めたときは、委託者は、その作業の手直しを命ずることができる。この場合において、その費用は受託者の負担とする。

第5 その他

- 1 この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。